

1. 駐車場設置等に関する届出の概要

路外駐車場に関する届出など駐車場法の規定には、主に以下のものがあります。

(1) 路外駐車場設置(変更)の届出 (駐車場法第12条)

次の3要件にあてはまる駐車場を設置しようとするときは、あらかじめ、位置、規模、構造、設備等について届け出る必要があります。また、既に届け出ている事項を変更しようとする場合も同様です。

- ① 一般公共の用に供する駐車場(誰もが利用できる駐車場である。)
- ② 駐車用に供する面積(駐車ますの面積)の合計が500㎡以上である。
- ③ 利用者から駐車料金を徴収する。

また、百貨店等店舗及び病院の駐車場であっても、厳密に当該建物の利用者のみ利用に限定される場合(駐車場に専用駐車場であると明示されているだけでなく、例えば駐車場の入口で管理人等が一般の利用を排除している場合等が該当)以外は、「一般公共の用に供する」として認められます。駐車場以外の施設を、一時的かつ短期間であっても臨時駐車場として運用する場合にも、上記要件に該当すれば、届出が必要となります。

(2) 路外駐車場管理規程(変更)の届出 (駐車場法第13条)

(1)の路外駐車場を開設するときは、運営の基本となる管理規程を定め、営業開始後10日以内に届け出る必要があります。また、既に届け出ている管理規程を変更しようとする場合も同様です。

(3) 路外駐車場の休止、廃止、再開の届出 (駐車場法第14条)

路外駐車場の設置について既に届け出た駐車場の全部または一部を休止または廃止したときは、10日以内に届け出る必要があります。また、休止の届出がなされている駐車場を再開したときも届け出る必要があります。

(4) (1)～(3)のまとめ

	届け出なければならない事項	届出時期
(1)	路外駐車場の設置、変更	設置工事に着手するまで
(2)	管理規程の制定、変更	制定、変更後10日以内
(3)	路外駐車場の休止、廃止、再開	休止、廃止、再開後10日以内

※ 上記の届出を行っていない場合は、速やかに届出を済ませてください。

(5) 立入検査、是正命令等 (駐車場法第18条、19条)

担当職員は、路外駐車場の管理者に対して、報告や関係資料の提出を求められます。また、路外駐車場の構造または施設や業務の運営が駐車場法及びその関係法令に違反していると認められる場合には、その是正のために必要な措置をとるまでの間、路外駐車場の供用停止を命ずることがあります。

(6) 罰則規定 (駐車場法第21条～24条)

(1)～(3)の届出を怠った場合や立入検査を妨害した場合、是正命令に従わなかった場合などには、罰金刑が科されることとなります。

罰則についての詳細は、駐車場法第21条～24条を参照してください。

2. 届出の方法、添付書類

(1) 路外駐車場設置(変更)届出書 正副2部提出

次の書類を2部提出してください。ただし、変更届の場合は、施設等の変更にかか
る部分についてのみで結構です。

	設置(変更)届に必要な書類	摘要
1	路外駐車場設置(変更)届出書	様式1
2	地形図(案内図)1/10000 以上	路外駐車場の位置を明示する。
3	(1) 平面図(出入口のある階) 1/200 以上 (2) 平面図(2層以上の場合は各階) 1/200 以上	図面の作成要領 ①駐車場の区域を赤実線で囲む。 ②出口及び入口の他、管理室、料金ゲートなど主要な施設を明示する。 ③周辺の道路(バス停、横断歩道、交差点等政令で定められているもの)を明示する。 ④駐車室 一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分の別を色分け等により明確に区分する。 ⑤車路 一方通行の場合は、矢印などでその旨明示する。 ⑥寸法 車路、駐車室、屈曲部の回転半径等の必要な寸法を明記する。
4	立面図 1/200 以上	建築物の場合のみ
5	断面図 1/200 以上	〃
6	建築確認通知書又は建築検査済書の写し	〃
7	大臣認定書の写し、仕様書及び構造図	特殊駐車装置の場合のみ

(2) 路外駐車場管理規程届、路外駐車場管理規程変更届 正副2部提出

管理規程届、管理規程変更届に管理規程を添付して2部提出してください。ただし、管理規程は、法第13条、同施行令第16条及び同施行規則第3条及び第4条の規定を遵守していることを確認してください。

(3) 路外駐車場廃止届、路外駐車場休止届、路外駐車場再開届 正副2部提出

廃止届、休止届、再開届を2部提出してください。ただし、一時休止または一部再開の場合は、休止または再開する部分を明示した、縮尺1/200以上の平面図を添付してください。

3. 届出書の記入要領

(1) 路外駐車場設置届の記入要領

路外駐車場設置(変更)届出書

新規の場合は、「(変更)」部分を2本線で消してください。変更の場合は、「(変更)」の文字を丸で囲んでください。

変更の場合、変更前を黒字で記入した上で、変更箇所を朱字で記入してください。

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場管理者とは、届出義務のある駐車場の経営を行おうと意思決定のできる方をいいます。駐車場の管理委託だけをされる方は、これに該当しませんので、ご注意ください。(駐車場管理者が法人の場合、その代表者の変更については、届出の変更は必要ありませんのでご注意ください。)

○土地所有者、借地人と駐車場を管理する人の関係

a : 土地所有者、借地人

b : 駐車場を管理する人

- ① aが届出義務のある駐車場を設置しようとし、その管理をbに委託するケースの駐車場管理者はaとなります。
- ② aが駐車場を設置し、その運用をbに委託、そしてbの意思で届出義務のある駐車場を設置するケースの駐車場管理者はbとなります。
- ③ aが土地の運用をbに委託し、bがその運用を届出義務のある駐車場とするケースの駐車場管理者はbとなります。

1 駐車場の名称 例 寝屋川駐車場

2 駐車場の位置

駐車場の位置をできるだけ住居表示で記入してください。

3 規模

3-イ 駐車場の区域の面積

建築敷地の面積を記入してください。(事務所などに併設された駐車場の場合も事務所を含めた建築敷地の面積を記入してください。)

3-ロ 駐車場の用に供する部分の面積

○建築物である部分、建築物でない部分

駐車場施設部分を上空から見て、屋根のある部分が建築物である部分、屋根のない部分を建築物でない部分とします。

a- (A) 駐車のに供する部分の面積

建築物である部分の車室の面積をいいます。車路等の面積は入りません。機械式の場合は、1台あたり15㎡で計算します。

- ・一般公共の用に供する部分：一時預かりをする部分の面積と台数

・それ以外の部分：上記以外の月極、専用駐車場の車室の面積と台数

a - (B) 車路等の面積

建築物である部分の延床面積から a - (A) を除いた面積を記入してください。
(管理事務所や駐車場附属施設の面積も含まれます。)

b - (C) 駐車の用に供する面積

建築物でない部分での車室の面積と台数を一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分に分けて記入します。

b - (D) 車路等の面積

駐車場施設部分のうち、建築物のない面積から b - (C) を除いた面積を記入してください。

4 構造

4 - イ 建築物である場合

建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造物等の別）、避難階段の和を記入してください。なお、建築物の一部となる駐車場については、その旨を記入してください。

4 - ロ 建築物でない部分

車路、駐車の用に供する部分について、アスファルト舗装、砂利敷舗装等を記入してください。

5 設備

5 - イ 特殊の装置

a 特殊装置の有無

「有」または「無」のいずれかを記入してください。

b 国土交通大臣の認定の概要

「認定の番号」は、駐車場法施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定番号を記入してください。

「特殊の装置の名称等」は、装置の名称（商品名）、製造者名を記入してください。

5 - ロ それ以外の装置

特殊な装置以外の管理事務所、料金徴収所、警報装置、消火設備、換気装置、照明装置等を記入してください。また、「大阪府福祉のまちづくり条例」が適用される場合は、車いす使用者のみが駐車できる部分の台数を記入してください。

6 附帯業務のための施設

駐車施設部分で行う有料業務（例：洗車場、燃料販売、自動車修理、売店等）を記入してください。

7 従業員数

事務・附帯業務を含めて、駐車場の管理に従事する人数を記入してください。

8 供用開始（予定）日

営業を開始しようとする日を記入してください。

(2) 管理規程届、管理規程変更届の記入要領

路外駐車場管理規程届、路外駐車場管理規程変更届

供用開始後（変更の場合は、営業内容を変更後）10日以内に管理規程の写しを添付して届出してください。新規の場合は、できるだけ設置届と同時に供用開始前に提出してください。届出書は2部必要です。（1部は寝屋川市で保管し、もう1部は提出者にお返しします。）

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場管理者とは、届出義務のある駐車場の経営を行おうと意思決定のできる方をいいます。駐車場の管理委託だけをされる方は、これに該当しませんので、ご注意ください。（駐車場管理者が法人の場合、その代表者の変更については、届出の変更は必要ありませんのでご注意ください。）

管理規程の写し

管理規程には、次の事項を定めなければなりません。

① 駐車場の名称

管理規程届、管理規程変更届と同じ駐車場の名称を記入してください。

② 車場管理者の氏名及び住所

管理規程届、管理規程変更届と同じ管理者の氏名と住所を記入してください。

③ 休業日並びに供用時間の開始及び終了の時刻

休業日がなければ「なし」と記入してください。また、24時間営業の場合は、「24時間営業」もしくは「終日」と記入してください。

④ 駐車料金

確定額を記入してください。

⑤ 供用契約に関すること

駐車する自動車の滅失または損傷についての損害賠償に関する事項については、必ず記入してください。

⑥ 構造上駐車することができない自動車

「外車お断り」等の表現はできません。構造上駐車することができない自動車の寸法及び重量を表示してください。

⑦ 駐車場業務に附帯して行う業務の概要

例：洗車場、燃料販売、自動車修理、売店等

(3) 廃止届、休止届、再開届の記入要領

路外駐車場廃止届、路外駐車場休止届、路外駐車場再開届

届出駐車場の全部または一部の供用を休止し、または廃止したときは、10日以内に届出してください。また、全部または一部を休止している駐車場を再開するときも同様です。届出書は2部必要です。（1部は寝屋川市で保管し、もう1部は提出者に

お返しします。)

付近見取り図 (1/10000 以上)

路外駐車場の位置を明示してください。

駐車場平面図 (一部休止または再開の場合)

図面に休止又は再開する部分を明示してください。

4. 駐車場に関する構造及び設備基準の解説

「駐車場法」の規定が適用される駐車施設は次の基準を満たさなければなりません。また、条例等により個別の規定を設けている場合がありますので注意してください。

(1) 車室

① 大きさ

1台あたりの車室の大きさは車種等に合わせた不足のない大きさとしてください。大阪府福祉のまちづくり条例の適用を受けた場合は、車いすの利用ができるよう車室幅3.5m以上を確保し、長さについても5.0mを目安として一定数を確保してください。

② 配置

- i) 自走式の駐車場では、他の自動車を動かさずに自動車の出し入れができる車室の配置であることが必要です。
- ii) 前面道路に対して複数の車室が並んで直接面しているような配置（いわゆる串ざし駐車）道路の安全性の確保の上から好ましくありません。

③ 高さ（駐車場法施行令第9条）

車室部分のはり下高さは2.1m以上としています。ただし、機械式駐車ますはこの限りではありません。

④ 勾配

車室部分の勾配は排水等を考慮して、適正な値としてください。

(2) 車路

① 幅員（駐車場法施行令第8条第2項）

自動車が安全かつ円滑に走行するためには、車路幅は下記の幅員が必要です。

- (a) 往復通行：車路幅5.5m以上
- (b) 一方通行：車路幅3.5m以上

② はり高（駐車場法施行令第8条第3項）

車路のはり高は、2.3m以上必要です。

③ 傾斜部の縦断勾配（駐車場法施行令第8条第3項）

車路の傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないようにしてください。

また、下図のように傾斜の端部には、1.5m以上の緩和勾配（10%以下）を設けることをおすすめします。

④ 傾斜部の路面（駐車場法施行令第8条第3項）

傾斜部の路面はすべりにくい材料とすること。

⑤ 屈曲部（駐車場法施行令第8条第3項）

車路の屈曲部では、自動車が安全かつ円滑に回転できるようにするため、内のり半径5.0m以上で車路を設ける必要があります。

⑥避難階段（駐車場法施行令第10条）

直接地上に通ずる出入口のある階以外の階に駐車場がある場合は、避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない。

⑦防火区画（駐車場法施行令第11条）

給油所、その他火災の危険のある設備を附置する場合は、壁又は特定防火設備によって区画しなければならない。

（3）特殊装置

国土交通大臣の認定（駐車場法施行令第15条）

特殊装置は、国土交通大臣認定を受けた装置を用いることが必要です。

（届出時に特殊装置の国土交通大臣の認定書の写しを添付してください。）

（4）出入口関連

①出入口設置禁止場所（駐車場法施行令第7条第1項）

i) 幅員が6m未満又は縦断勾配が10%を超える道路

ii) 交差点及び交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の部分

※交差点とは、十字路、T字路その他2つ以上の道路の交わる場合における、その2つ以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては車道）の交わる部分をいいます。

※ 交差点の側端及びそこから5m以内の道路の部分で、国土交通大臣が道路の円滑・安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

国土交通大臣は、認定しようとするときは、関係のある道路管理者及び大阪府公安委員会と協議しなければならない。（駐車場法施行令第7条第2項及び同条第3項）

iii) 横断歩道及び横断歩道の側端又は横断歩道橋（地下横断歩道を含む）から5m以内の部分

iv) 乗合自動車（バス）の停留所から10m以内の部分

v) 踏切及びその前後の側端から10m以内の部分

iv) 公園、小学校、養護学校、または幼稚園その他これらに類するものの出入口から20m以内の部分

ア. 出入口とは、幼児、生徒等が出入するところをいいます。

イ. 柵の設けられた歩道がある道路又は出入口に接する歩道があり、かつ縁石線または柵その他工作物により車線が往復方向別に分離されている道路は、当該出入口の反対側の部分は制限対象外になります。

②前面道路が2つ以上あるときの駐車場の出入口（駐車場法施行令第7条第4項）

前面道路が2つ以上あるときの駐車場の出入口は道路交通及び周辺環境に支障を及ぼす恐れのない道路に出入口を設けてください。

③出入口付近の構造（駐車場法施行令第7条第7項）

駐車施設の出口付近の構造は、当該出口から2m後退した車路の中心線上1.4mの高さにおいて、左右にそれぞれ60度以上の範囲内において道路を通行する者の存在を

確認できるようにしなければなりません。

※敷地の形態及び建築物の構造等やむをえない理由により見通しが悪くなる場合は、
警報装置やカーブミラー等の設置により安全が確保できることが必要です。

5. 路外駐車場管理規程（作成例）

1. 駐車場の名称 ○○○駐車場

2. 駐車場管理者の氏名及び住所

〔法人の場合〕

(1) 名 称 ○○○駐車場株式会社

(2) 所在地 寝屋川市□□町○丁目□番△号

(3) 代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

〔個人の場合〕

(1) 住 所 ○○市△△町○丁目□番△号

(2) 氏 名 ○○ ○○

3. 供用時間

(1) 供用時間の開始及び終了時間

○○時から●●時まで

- ・ただし、△時から▲時までの間は閉門する。閉門時間中は、入口に備え付けのベルを使用し、係員の指示を受けること。

(2) 休業日

〔例1〕 なし（年中無休）

〔例2〕 日曜・祝日及び12月31日から1月3日まで

〔例3〕 毎週○曜日、及び○○デパートの臨時休業日

(3) 上記のほか、駐車場管理者は、この駐車場の補修その他管理上やむをえない場合には、主務官庁に届出の上、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

4. 駐車料金

別記のとおり

定期（月極）駐車契約者に対しては、別紙定期（月極）駐車契約書により契約し、定期駐車券を発行する。

5. 供用契約に関する事項

(1) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車中の自動車の保管にあたり、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失または損傷について、その損害の責任を負う。

(2) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車する自動車の積載物及び車内に留置された物品に関する損害については、一切賠償の責任を負わない。

(3) 駐車場利用者及びその関係者（同乗者を含む）は、故意又は過失によって、この駐車場の諸設備及び他の駐車中の自動車等に損害を与えた時は、直ちにその損害を管理者及び他の被害者に賠償しなければならない。

(4) 駐車場利用者間の事故・トラブルについては、当事者間で解決するものとする。

この場合、駐車場管理者は一切責任を負わない。

(5) 駐車場利用者は、この駐車場の供用時間中に駐車した自動車を引き取らなければならない。ただし、あらかじめ駐車場管理者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(6) 駐車場管理者の承諾なくして、この駐車場の営業終了時刻である〇〇時までには、自動車を引き取らなかった時は、〇〇時から営業開始時刻の〇〇時までの間の駐車に対し、1時間(30分)につき〇〇円の割合で違約金を徴収する。

6. 駐車場利用者の遵守事項

駐車場利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車位置、場内の交通規制等は、標識・表示又は係員の指示に従うこと。

(2) 場内での走行は徐行すること。

(3) 自動車内に貴重品、その他物品を留置しないこと。

(4) 駐車中はエンジンを必ず停止し、自動車から離れる時は窓を閉め、ドア及びトランクは施錠すること。

(5) 駐車場内の設備、又は他の自動車及び器具等に、毀損、破損、汚損を与えた場合は、速やかに係員に申し出ること。

(6) 駐車場利用者は駐車中に、自己の自動車に事故が生じたと認められた時は、出場以前に係員に申し出なければならない。

(7) 駐車場利用者及びその関係者(同乗者を含む)は、禁止されている場所へ立ち入りたり、特殊装置操作盤、その他の機器類に許可なく触れてはならない。

(8) 駐車券は必ず携帯し、車内には置かないこと。

(9) 駐車場利用者は、同一の自動車を引き続き〇〇日を超えて駐車させることはできない。ただし、事前に申し出があった自動車はこの限りでない。

(10) 駐車場利用者が前項の駐車制限時間超過後も、自動車を引き取らない場合には、駐車場管理者は当該自動車の車検証記載の所有者、又は使用者に引き渡すことができるものとする。

(11) 駐車場利用者は、駐車券を紛失した場合は、この駐車場に自動車を入場させた日の午前0時から、出場させた時点までの間の駐車料金を支払わなければならない。

(12) 前各号に掲げるものの他、係員の指示に従うこと。

7. 駐車場管理者は、遵守事項その他必要な事項を場内の見やすい場所に掲示する。

8. 駐車場管理者は、次の場合には駐車を拒否することができる。

(1) 駐車利用者及びその関係者(同乗者を含む)が、駐車場管理規程を守らなかったとき。

(2) 危険物を積載している自動車、その他駐車場の管理上支障があると認められる自動車が駐車する場合。

9. 駐車できない自動車

(1) 高さ〇mを超えるもの及び特殊自動車

(2) 長さ○m、幅○m、高さ○m及び重量○tを超えるもの。

10. 附帯業務（駐車場内で営業する業務）

例

- (1) 自動車修理工場
- (2) 洗車業務
- (3) レンタカーの貸出し
- (4) カーアクセサリ等の販売
- (5) 売店
- (6) 軽飲食、喫茶店、レストラン
- (7) タバコ販売
- (8) なし（附帯業務がない場合）

駐車料金（記載例）

1. 時間駐車

自動車の種類	最初の1時間まで	以後30分毎に	30分までに毎に	1日(1回)
	円	円	円	円
	円	円	円	円

2. 定期（月極）駐車

自動車の種類	全日	夜間	昼間	平日
	円	円	円	円
	円	円	円	円

3. 駐車回数券

〇〇〇円 〇〇枚綴り 〇〇〇〇円

4. プリペイドカード

〇〇〇〇円分 〇〇〇〇円

〇〇〇〇〇円分 〇〇〇〇〇円

5. その他

〇〇店において、金〇〇〇〇円以上お買い上げの方で、駐車券に認印のあるものに限って〇時間まで無料とする。

6. 駐車場に関する規定等について

(1) 駐車場の分類と規定の概要

A 構造による分類

駐車場を構造により大別すると、自動車を直接運転して車室に収容する**自走式**と機械を用いて自動車を車室に収容する**機械式**に分類されます。

自走式：平面式、立体式

機械式：垂直循環方式、多層循環方式、水平循環方式、エレベーター方式、エレベータースライド方式、平面往復方式、二段方式・多段方式

[自走式]

平面式

地表面に駐車場を構成する方式で、青空駐車場と屋根のある（建築物）駐車場に分けられる。

立体式

構造物の内部や屋上に設けられる方式で、各層にわたる場合は、各層をスロープで結ぶものである。

[機械式]

垂直循環方式

垂直面内に配置された多数の搬器が循環移動する方式である。

多層循環方式

多数の搬器を2層以上に配置して循環移動させる方式で垂直循環方式を横にしたものの。

水平循環方式

多数の搬器を2列またはそれ以上に配置してそれぞれ連結し、循環移動する方式である。

エレベーター方式

自動車用のエレベーターを使って車を目的の階まで移動し、収容する方式である。

エレベータースライド方式

エレベーター方式と同様の構成によるが、この方法は、自動車用エレベーターのかが昇降移動するだけでなく水平方向にも移動する。

平面往復方式

平面的に車を搬送して収納する方式で、一般的にはジグソーパズルのような格納方式である。

二段式・多段式

駐車室を2段またはそれ以上にして利用する方法で、昇降式・昇降横行式がある。

B 運用形態による分類

車を止める施設には、大きく分けて**駐車場**と**車庫**があります。**駐車場**は一時的に車を止める場所であり、**車庫**は継続的に車を保管する場所です。

駐車場の運用形態は、目的によって、次の5つに分類できます。また、駐車場の設置や運営については、駐車場法もしくは車庫法により規制がかかります。

専用駐車場

店舗、事務所、学校などの職員や施設の利用者が専用で利用する施設

附置義務駐車場（駐車場法）

一定規模以上の建築物について、地方公共団体が条例で設置を義務付けた自動車の駐車のための施設

一時預かり駐車場（駐車場法）

駐車時間に応じて料金を支払うことにより誰もが利用できる施設

月極駐車場（車庫法）

月単位で契約することにより専用で自動車を保管する施設

併用駐車場（駐車場法・車庫法）

月極駐車場と一時預かり駐車場を併用する施設

駐車場法による規定

自動車の駐車のための施設で、誰もが利用できる一般公共の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分の面積が500㎡以上の駐車場に適用されます。（専用駐車場や月極駐車場には適用されません。）

駐車場法が適用される駐車場の構造及び設備は、駐車場法施行令の技術的基準を満たさなければなりません。なお、駐車料金を徴収する場合は、駐車場法により路外駐車場設置届（第12条）と管理規程届（第13条）を寝屋川市長に届け出なければなりません。

駐車場法施行令の技術的基準については、「駐車場に関する構造設備基準の解説」を参照してください。

自動車の保管場所の確保等に関する法律（車庫法）による規程

法第3条により、自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所に、自動車の保管場所を確保しなければなりません。保管場所として認められるには、政令で定める要件がありますので、詳細については、所轄の警察署にお問い合わせください。